

マンション耐震化補助のご案内

1. 事業の目的と概要

(目的)

分譲マンションの耐震化にかかる費用の一部を補助することで耐震化を促進し、大規模地震による倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

(概要)

管理組合等が行うマンションの以下の診断、設計、工事にかかる費用の一部を補助します。

耐震診断 ・ 補強設計 ・ 建替え設計 ・ 除却設計
耐震改修工事 ・ 建替え工事 ・ 除却工事

※ マンションとは:マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条に規定するマンションをいいます。

- イ 2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。)のあるもの並びにその敷地及び附属施設
- ロ 一団地内の土地又は附属施設(これらに関する権利を含む。)が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者(専有部分のある建物にあっては、区分所有者)の共有に属する場合における当該土地及び附属施設

2. 補助対象となるマンション

次に掲げる全ての要件を満たすマンションが対象です。

- ① 熊本市内に所在すること。
- ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの。
- ③ 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの。
- ④ 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの。
- ⑤ 補強設計、建替え設計、除却設計、耐震改修工事、建替え工事、除却工事は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ⑥ 建替え工事は、建替え前の分譲マンションが存する敷地で行うもので、建替え後も分譲マンションとするもの。

3. 補助額

補助金額は、次の通りです。

- ・耐震診断: 費用の2/3以内で上限250万円
 - ・補強設計、建替え設計、除却設計: 費用の2/3以内で上限200万円
 - ・耐震改修工事、建替え工事、除却工事: 費用の1/3以内で上限2,500万円
- ※費用については算出条件があります。

※ 手続きに関する注意事項は裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】

熊本市役所 住宅政策課(マンション管理支援班)

電話:096-328-2989

注意事項

- ※ 契約は、補助金交付決定通知を受けてから契約を行って下さい。
補助金交付決定通知を受ける前に契約をされた場合は、補助金が交付できませんのでご注意ください。
- ※ 受付は先着順とし、定員に達しましたら終了となります。